

## 一般競争入札の実施について

事後審査型一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市一般競争入札等実施要綱（平成11年3月30日決裁）第6条及び岐阜市事後審査型一般競争入札試行要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により公告します。

平成30年8月31日

岐阜市長 柴橋正直

### 記

#### 1 一般競争入札に付する事項

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 工事(件)名   | 歩道橋塗装工事                       |
| (2) 目的場所     | 岐阜市東金宝町4丁目地内                  |
| (3) 完成(完了)期日 | 平成31年2月28日                    |
| (4) 契約の種類    | 請負契約                          |
| (5) 余裕期間の有無  | 有                             |
| (6) 工事着手日    | 平成30年10月9日                    |
| (7) 概要       | 歩道橋塗装工                        |
|              | 塗装塗替工 A = 417 m <sup>2</sup>  |
|              | 舗装打替工 A = 47 m <sup>2</sup>   |
|              | 排水管取替工 N = 1式                 |
|              | 裾隠し板設置工 A = 21 m <sup>2</sup> |

#### 2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 岐阜市内に本店を有すること。  
ただし、本店が、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。
- (2) 塗装工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。  
ただし、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されている本店において該当業種の許可を受けていること。
- (3) 岐阜市建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）に基づく工事成績評定点の基準に係る工事の種類は、塗装工事とする。
- (4) 経営事項審査結果通知書に記載の塗装工事の平均完成工事高が3,100万円以上、かつ塗装工事の総合評定値及び主観点数の合計が660点以上である

こと。

- (5) 平成15年度以降に、単独企業又は共同企業体の代表構成員若しくは出資比率30%以上の構成員として、塗装工事で受注した元請施工実績（ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに完成引渡しの済んだ工事とする。）を有すること。
- (6) 現場代理人及び次の条件を全て満たす主任技術者を本工事に配置できること。  
なお、現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。
  - ① 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）の資格を有すること。
  - ② 塗装工事に係る5年以上の実務経験を有すること。
  - ③ 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

### 3 一般競争入札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年9月18日（火） 午前9時00分
- (2) 場 所 岐阜市今沢町18番地 岐阜市役所行政部契約課
- (3) 電子入札システムの応札期間  
平成30年9月13日（木）午前9時から平成30年9月14日（金）午後4時まで  
（電子入札運用時間に限る。）

### 4 前払金の有無 有

### 5 予定価格 30,479,760円 （消費税及び地方消費税を含む。）

### 6 最低制限価格

本件は、岐阜市建設工事最低制限価格制度実施試行要領（平成23年3月31日決裁）第2条に規定する対象工事である。

### 7 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認申請書の提出

申請書受付期間 平成30年8月31日（金）から平成30年9月6日（木）まで

### 8 質疑応答

- (1) 質問書提出期間 平成30年8月31日（金）から平成30年9月6日（木）まで
- (2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認通知書を交付した者に対し、平成30年9月11日（火）までにFAX又は電子メールにより行うものとする。

## 9 その他

(1) 入札書等の提出については、次のとおりとする。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書、入札書及び工事費内訳書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより提出することが難しい者は、発注者が認めた場合に限り、持参による提出を認める。
- ② 設計図書等の資料は電子入札システムにて供与するものとし、質問書は契約課窓口へ提出すること。

(2) その他、特記の無い事項については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。